

〇〇校区自主防災会規約（案）

（この規約は、事例です。この事例を参考に、各組織で規約を作成して下さい。）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、〇〇校区自主防災会（以下「本会」という。）と称し、事務所を〇〇公民館内に置く。

（目的）

第2条 本会は、住民の共助・協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・洪水その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2） 地震・洪水等に対する災害の予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3） 防災訓練の実施に関すること。
- （4） 災害等の発生時における情報の招集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出、救護、給食・給水等応急対応に関すること。
- （5） 防災資材等の備蓄に関すること。
- （6） 他組織との連携に関すること。

（会員）

第4条 本会は〇〇校区住民をもって構成する。

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 班長 若干名
- （4） 副班長 若干名
- （5） 班員 若干名

2 役員は、〇〇校区連合自治会及び〇〇校区各種団体連絡協議会長が協議して任命する。

3 会長は、役員の内選による。

4 副会長、班長、副班長及び班員は、会長が指名する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

(役員責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。また、各班活動の指示を行う。

3 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、担当班活動の指示を行う。

(会議)

第8条 本会に総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、役員及び会長が指名するものをもって構成する。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要のある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 地区防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び班長並びに会長が指名するもので構成する。

2 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

3 幹事会は、次の事項を審議し実行する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(地区防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

(1) 災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事
- (5) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項。

附則

この規約は 年 月 日から施行する。